

地方公会計の推進と 公共施設の適正管理について

令和元年8月7日(水)

総務省自治財政局財務調査課

課長 伊藤 正志



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

1 はじめに … 2

2 地方公会計の推進について

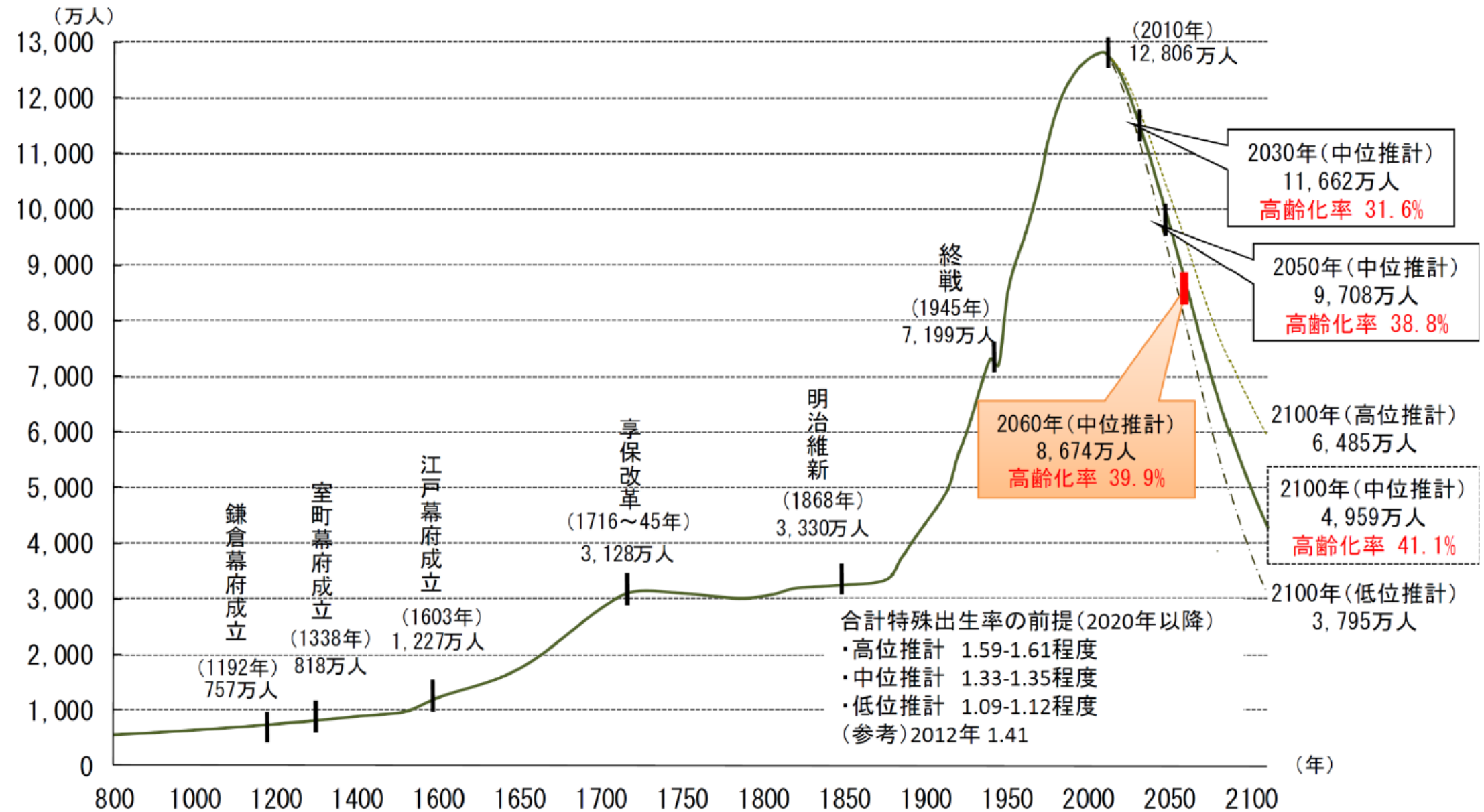
- (1) 地方公会計の意義とこれまでの取組 … 10
- (2) 統一的な基準による財務書類等の概要 … 18
- (3) 地方公会計の活用に向けた取組①(財政指標等) … 29
- (4) 地方公会計の活用に向けた取組②(資産管理等) … 35

3 公共施設等の適正管理について

- (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要等 … 41
- (2) 公共施設等総合管理計画の推進 … 46
- (3) 公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置 … 55
- (4) 地方公会計と公共施設の適正管理の推進 … 66

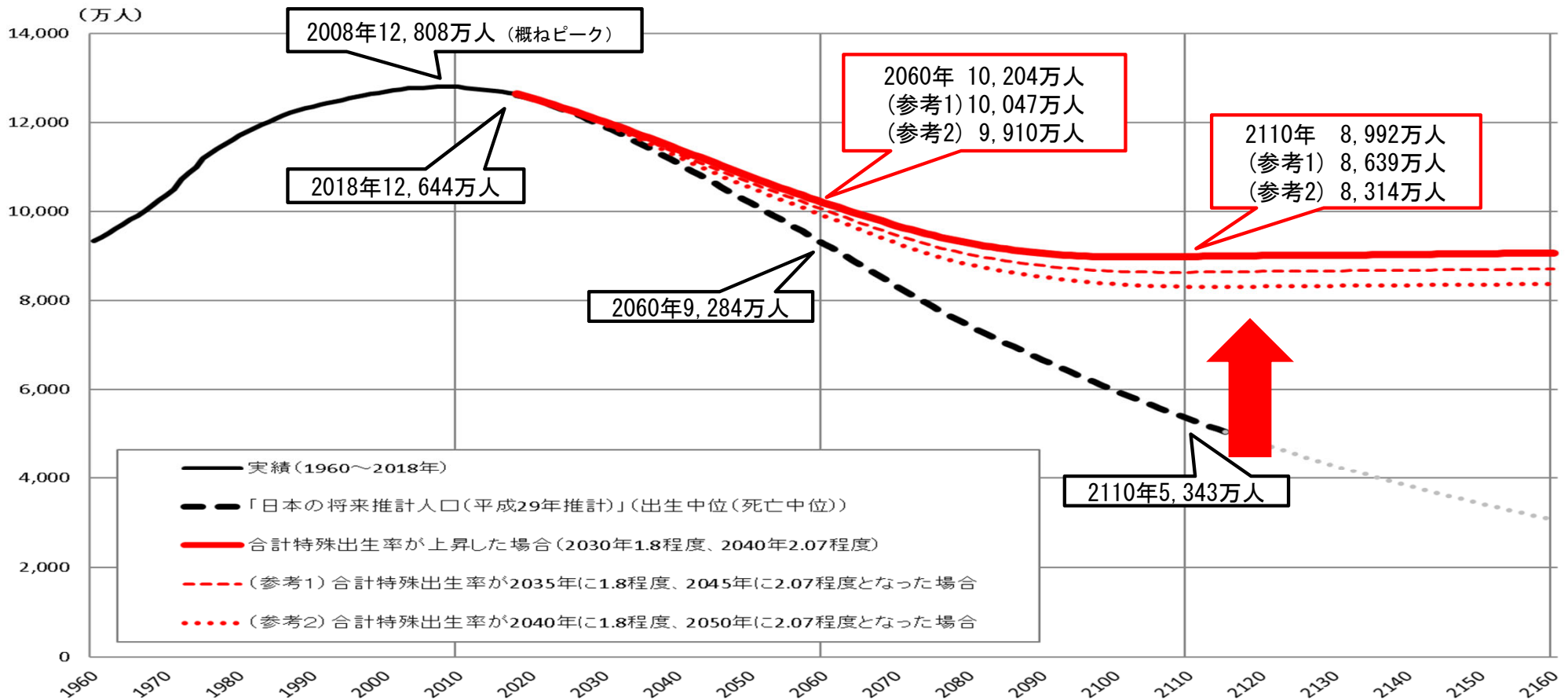
1 はじめに

日本の人口推移



我が国の人口の推移と長期的な見通し〔暫定推計〕

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人（平成26年閣議決定時：約8,700万人）まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。

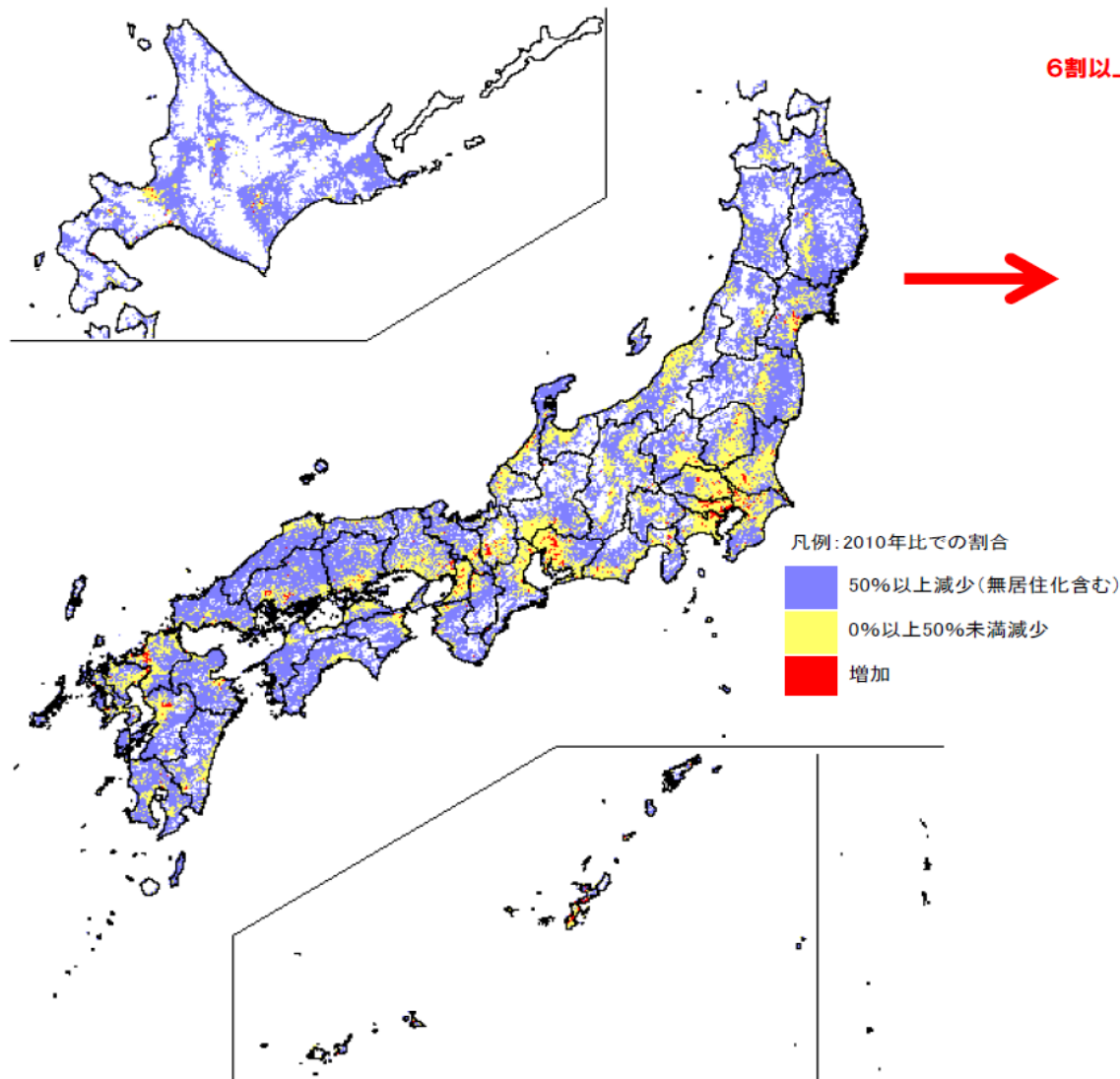


- （注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- （注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- （注3）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。
- （注4）総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正（新たな在留資格の創設等）に伴う外国人の増加は考慮していない。

人口の低密度化と地域偏在

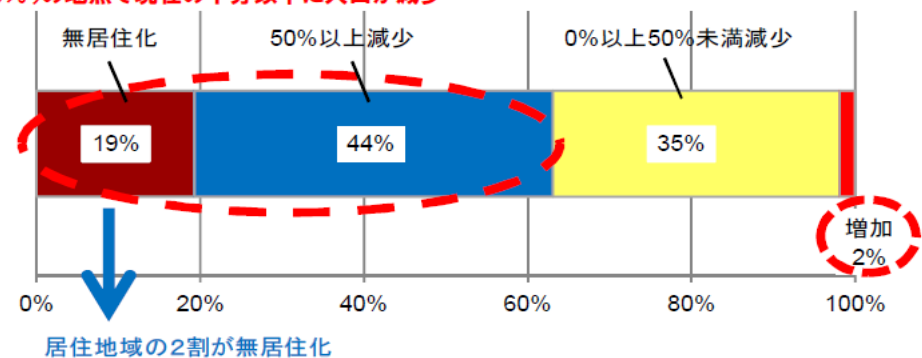
- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km²毎の地点」で見ると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以上に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

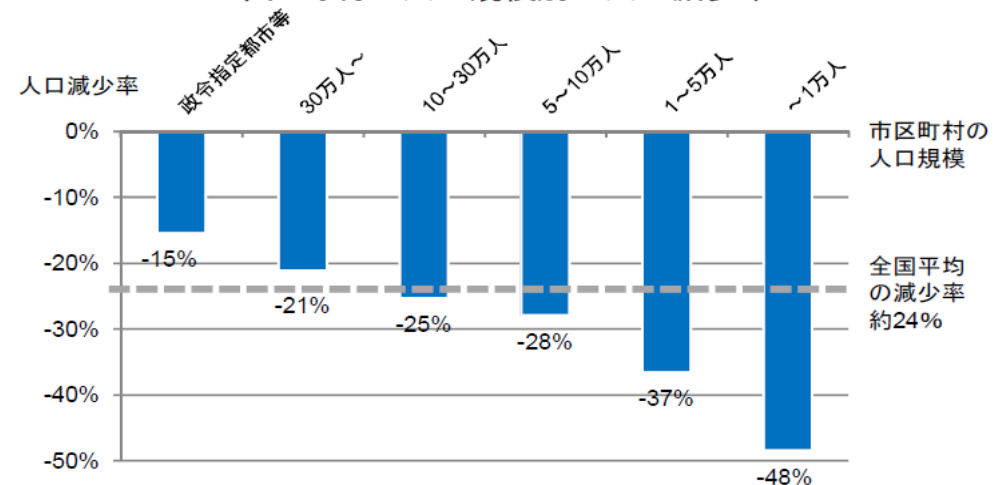


人口増減割合別の地点数

6割以上（63%）の地点で現在の半分以上に人口が減少



市区町村の人口規模別の人口減少率

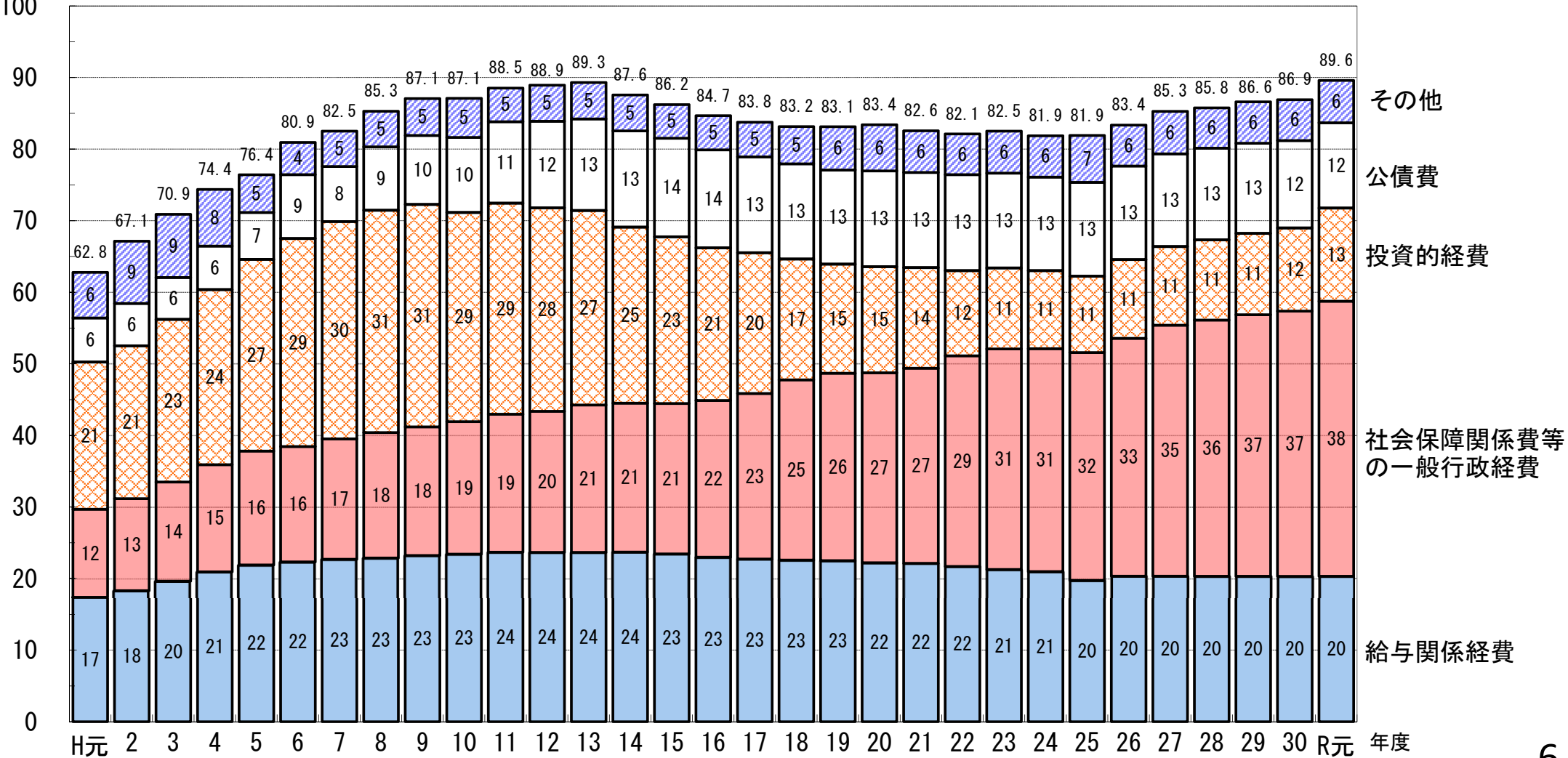


地方財政計画の歳出の推移

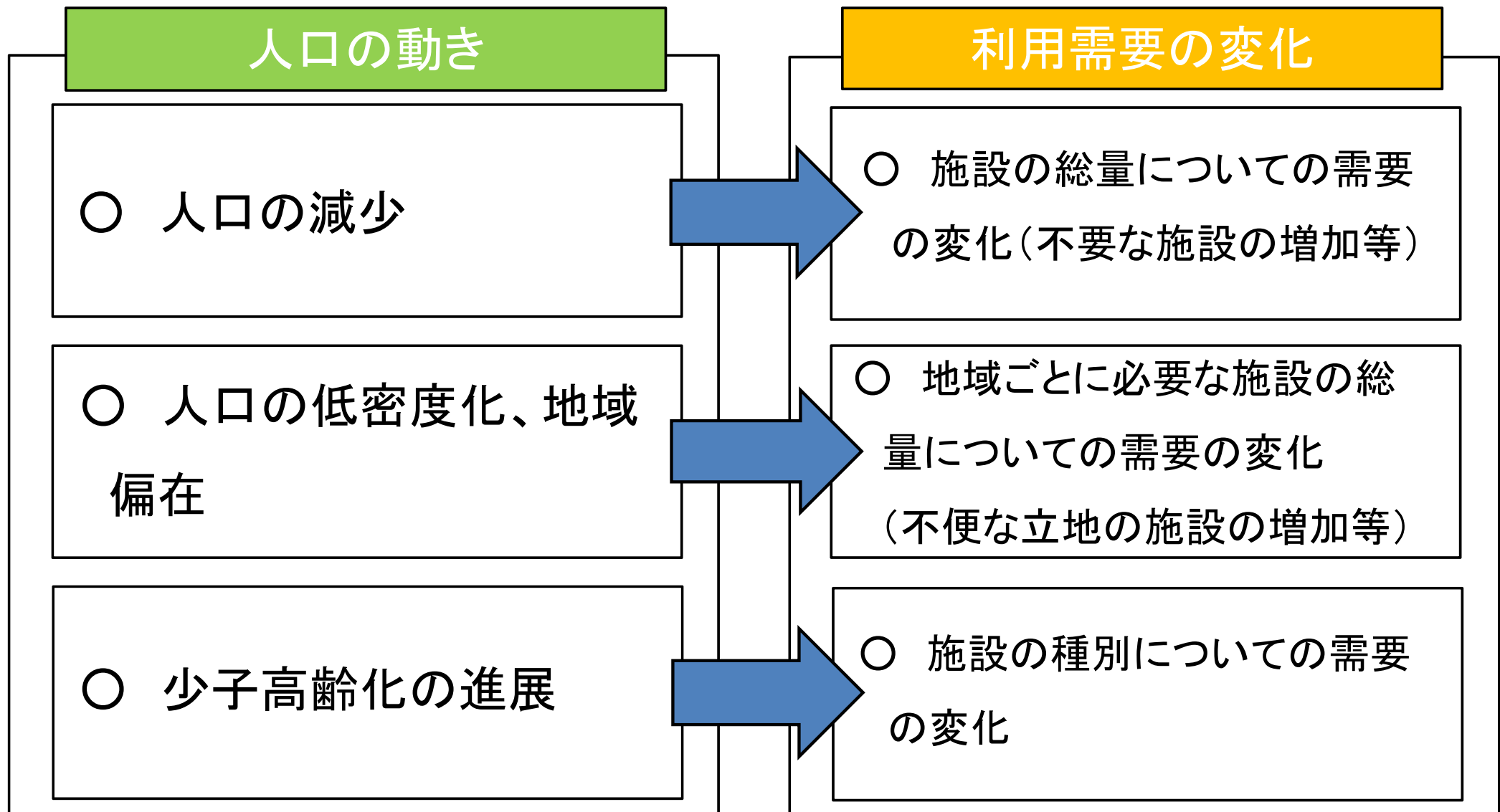
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

(兆円)

100



今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性



○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

公共施設マネジメントの必要性

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

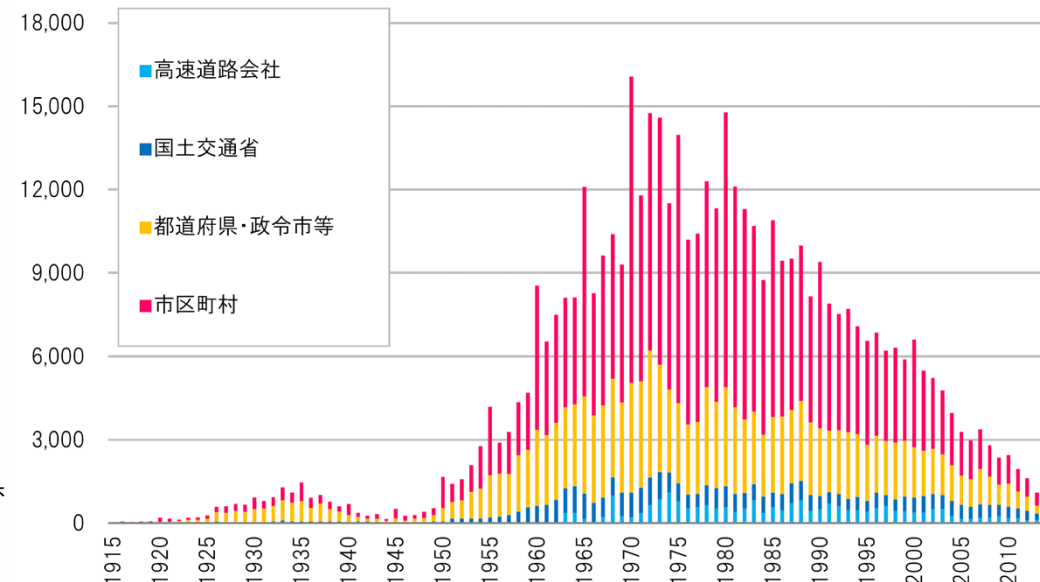
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

まとめ

- 人口の減少
- 人口の低密度化・地域偏在の進行
- 少子高齢化の進展

- 過去に建設された公共施設等の更新時期が一斉に到来
- 一方で、社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制傾向

- 市町村合併後の施設のあり方

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要

(公共施設等総合管理計画等の策定)

- 更新・統廃合・長寿命化等の対応策を検討するには、保有する資産の状況把握が必要

(地方公会計の出番)

- 資産・負債(ストック)の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳(統一的な基準による地方公会計)の活用が有効。当該データを活用して、公共施設等マネジメントに繋げる。
- 加えて、財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たすことにも繋がる。

2 地方公会計の推進について

(1) 地方公会計の意義とこれまでの取組

官庁会計と企業会計について

現金主義会計

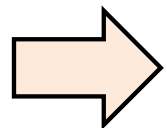
現金の収支に着目した会計処理原則(官庁会計)

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができない

発生主義会計

経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計)

- 現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



✓ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法(官庁会計)

複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法(企業会計)

(例)現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞現金支出100万円を記帳するのみ

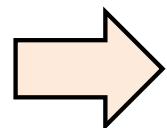
＜複式簿記＞現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加

資産の減少

(借方)車両100万円

(貸方)現金100万円



✓ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、資産等のストック情報が見える化

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

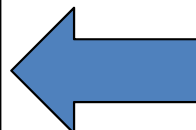
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

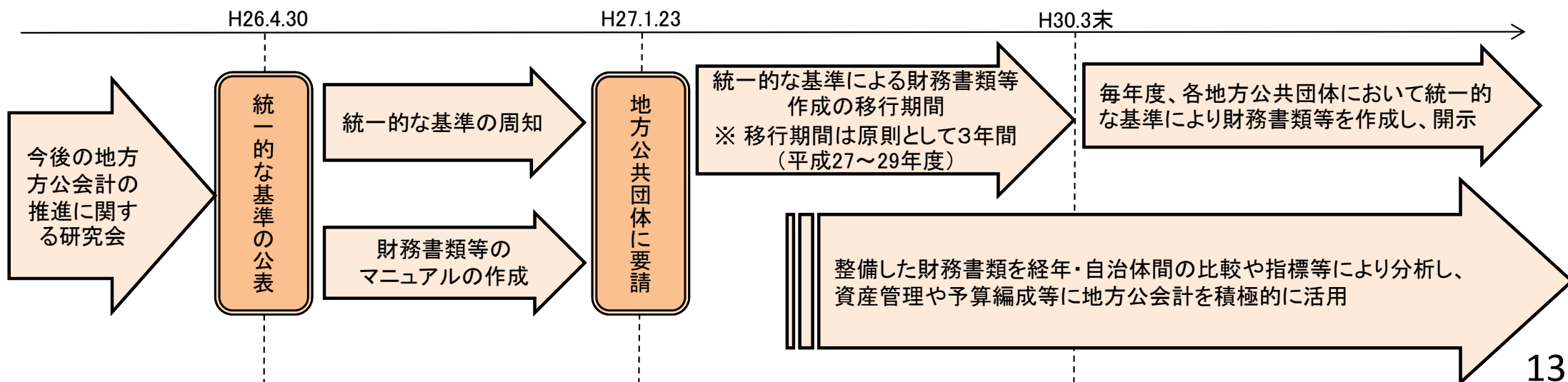
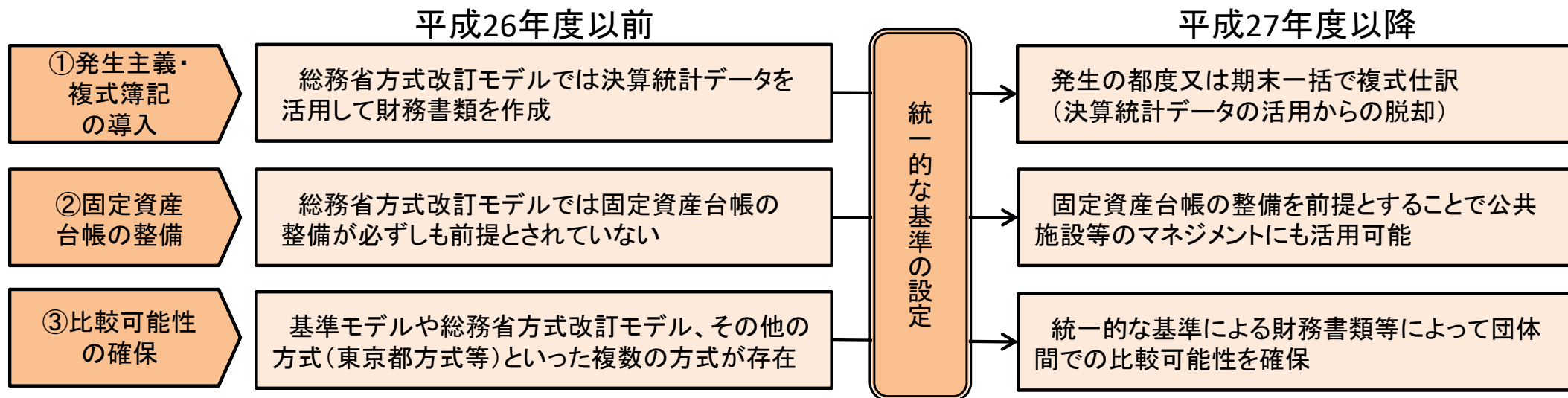
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計に関するこれまでの取組

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年 1 月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年 5 月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年 4 月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年 1 月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、99.4%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、94.8%の団体において作成済み。

【固定資産台帳の整備状況】(平成31年3月31日時点)

(単位:団体)

整備状況	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市除く 市区町村	
整備済み	47 (100.0%)	1,731 (99.4%)	20 (100.0%)	1,711 (99.4%)	1,778 (99.4%)
整備中	0 (0.0%)	10 (0.6%)	0 (0.0%)	10 (0.6%)	10 (0.6%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【財務書類の整備状況】(平成31年3月31日時点)

(単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市		指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	44 (93.6%)	1,651 (94.8%)	20 (100.0%)	1,631 (94.8%)	1,695 (94.8%)	
作成中	3 (6.4%)	90 (5.2%)	0 (0.0%)	90 (5.2%)	93 (5.2%)	
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	

【参考】 統一的な基準による財務書類等の整備状況（都道府県別）（H31. 3. 31時点）

○都道府県

○政令指定都市

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	固定資産台帳		一般会計等財務書類		団体名	固定資産台帳		一般会計等財務書類		団体名	団体数	固定資産台帳				一般会計等財務書類			
	整備済み	整備中	作成済み	作成中		整備済み	整備中	作成済み	作成中			整備済み	整備中	作成済み	作成中				
北海道	○		○		札幌市	○		○		北海道	178	175	(98.3%)	3	(1.7%)	168	(94.4%)	10	(5.6%)
青森県	○		○		仙台市	○		○		青森県	40	40	(100.0%)	0	(0.0%)	38	(95.0%)	2	(5.0%)
岩手県	○		○		さいたま市	○		○		岩手県	33	32	(97.0%)	1	(3.0%)	30	(90.9%)	3	(9.1%)
宮城県	○		○		千葉市	○		○		宮城県	34	34	(100.0%)	0	(0.0%)	26	(76.5%)	8	(23.5%)
秋田県	○		○		横浜市	○		○		秋田県	25	25	(100.0%)	0	(0.0%)	25	(100.0%)	0	(0.0%)
山形県	○		○		川崎市	○		○		山形県	35	35	(100.0%)	0	(0.0%)	31	(88.6%)	4	(11.4%)
福島県	○		○		相模原市	○		○		福島県	59	57	(96.6%)	2	(3.4%)	46	(78.0%)	13	(22.0%)
茨城県	○		○		新潟市	○		○		茨城県	44	44	(100.0%)	0	(0.0%)	42	(95.5%)	2	(4.5%)
栃木県	○		○		静岡市	○		○		栃木県	25	25	(100.0%)	0	(0.0%)	20	(80.0%)	5	(20.0%)
群馬県	○		○		浜松市	○		○		群馬県	35	35	(100.0%)	0	(0.0%)	32	(91.4%)	3	(8.6%)
埼玉県	○		○		名古屋市	○		○		埼玉県	62	62	(100.0%)	0	(0.0%)	59	(95.2%)	3	(4.8%)
千葉県	○		○		京都市	○		○		千葉県	53	53	(100.0%)	0	(0.0%)	53	(100.0%)	0	(0.0%)
東京都	○		○		大阪市	○		○		東京都	62	60	(96.8%)	2	(3.2%)	56	(90.3%)	6	(9.7%)
神奈川県	○		○		堺市	○		○		神奈川県	30	30	(100.0%)	0	(0.0%)	26	(86.7%)	4	(13.3%)
新潟県	○			○	神戸市	○		○		新潟県	29	29	(100.0%)	0	(0.0%)	25	(86.2%)	4	(13.8%)
富山県	○		○		岡山市	○		○		富山県	15	15	(100.0%)	0	(0.0%)	15	(100.0%)	0	(0.0%)
石川県	○		○		広島市	○		○		石川県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	19	(100.0%)	0	(0.0%)
福井県	○		○		北九州市	○		○		福井県	17	17	(100.0%)	0	(0.0%)	15	(88.2%)	2	(11.8%)
山梨県	○		○		福岡市	○		○		山梨県	27	27	(100.0%)	0	(0.0%)	25	(92.6%)	2	(7.4%)
長野県	○		○		熊本市	○		○		長野県	77	77	(100.0%)	0	(0.0%)	77	(100.0%)	0	(0.0%)
岐阜県	○		○		合計	20	0	20	0	岐阜県	42	42	(100.0%)	0	(0.0%)	42	(100.0%)	0	(0.0%)
静岡県	○		○							静岡県	33	33	(100.0%)	0	(0.0%)	29	(87.9%)	4	(12.1%)
愛知県	○		○							愛知県	53	53	(100.0%)	0	(0.0%)	49	(92.5%)	4	(7.5%)
三重県	○		○							三重県	29	29	(100.0%)	0	(0.0%)	29	(100.0%)	0	(0.0%)
滋賀県	○		○							滋賀県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	19	(100.0%)	0	(0.0%)
京都府	○		○							京都府	25	25	(100.0%)	0	(0.0%)	25	(100.0%)	0	(0.0%)
大阪府	○		○							大阪府	41	41	(100.0%)	0	(0.0%)	41	(100.0%)	0	(0.0%)
兵庫県	○		○							兵庫県	40	40	(100.0%)	0	(0.0%)	40	(100.0%)	0	(0.0%)
奈良県	○		○							奈良県	39	39	(100.0%)	0	(0.0%)	38	(97.4%)	1	(2.6%)
和歌山県	○		○							和歌山県	30	30	(100.0%)	0	(0.0%)	29	(96.7%)	1	(3.3%)
鳥取県	○			○						鳥取県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	18	(94.7%)	1	(5.3%)
島根県	○		○							島根県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	19	(100.0%)	0	(0.0%)
岡山県	○		○							岡山県	26	25	(96.2%)	1	(3.8%)	24	(92.3%)	2	(7.7%)
広島県	○		○							広島県	22	21	(95.5%)	1	(4.5%)	21	(95.5%)	1	(4.5%)
山口県	○		○							山口県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	19	(100.0%)	0	(0.0%)
徳島県	○		○							徳島県	24	24	(100.0%)	0	(0.0%)	24	(100.0%)	0	(0.0%)
香川県	○		○							香川県	17	17	(100.0%)	0	(0.0%)	17	(100.0%)	0	(0.0%)
愛媛県	○		○							愛媛県	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)	20	(100.0%)	0	(0.0%)
高知県	○		○							高知県	34	34	(100.0%)	0	(0.0%)	34	(100.0%)	0	(0.0%)
福岡県	○		○							福岡県	58	58	(100.0%)	0	(0.0%)	56	(96.6%)	2	(3.4%)
佐賀県	○		○							佐賀県	20	20	(100.0%)	0	(0.0%)	20	(100.0%)	0	(0.0%)
長崎県	○		○							長崎県	21	21	(100.0%)	0	(0.0%)	21	(100.0%)	0	(0.0%)
熊本県	○			○						熊本県	44	44	(100.0%)	0	(0.0%)	43	(97.7%)	1	(2.3%)
大分県	○		○							大分県	18	18	(100.0%)	0	(0.0%)	18	(100.0%)	0	(0.0%)
宮崎県	○		○							宮崎県	26	26	(100.0%)	0	(0.0%)	26	(100.0%)	0	(0.0%)
鹿児島県	○		○							鹿児島県	43	43	(100.0%)	0	(0.0%)	42	(97.7%)	1	(2.3%)
沖縄県	○		○							沖縄県	41	41	(100.0%)	0	(0.0%)	40	(97.6%)	1	(2.4%)
合計	47	0	44	3						合計	1,721	1,711	(99.4%)	10	(0.6%)	1,631	(94.8%)	90	(5.2%)

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルの改訂を予定。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から令和3年度まで地方公共団体に提供（平成31年4月からは有償にて提供）

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

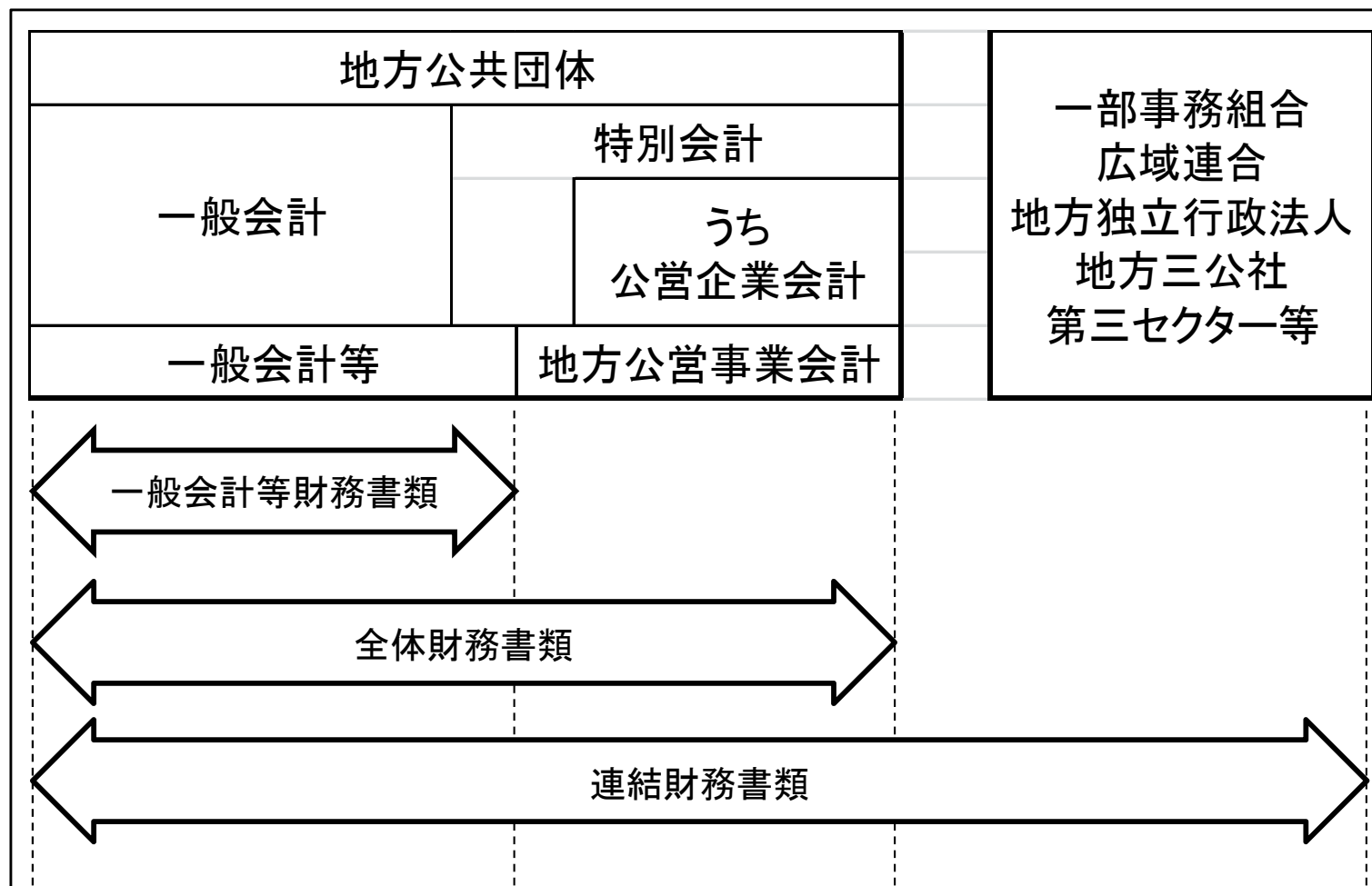
(2) 統一的な基準による財務書類等の概要

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。



公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみることが可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。

※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成31年1月 財務省主計局』より作成）

財務 4 表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務 4 表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類 4 表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時損失	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額	-	-	-
7. 無償所管換	-	-	-
8. その他	-	-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務 4 表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

行政サービスを提供するための
公共施設等の固定資産や将来、
行政サービスに使用する現金等
の資産

<着目する主な項目>【資産の部】

- 有形固定資産・減価償却累計額
 - ・資産の経年の程度を把握
- 建設仮勘定
 - ・供用開始していない資産の存在を把握
- 投資及び出資金・投資損失引当金
 - ・引当金の金額が△の場合、業績がよくない三セク等があることを表示
- 長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金
 - ・税金等の未納があることを表示
 - ・回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上
- 基金
 - ・使途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの（財政調整基金）が存在

貸借対照表
(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981	【純資産の部】	
工作物減価償却累計額	△ 22,509	固定資産等形成分	111,413
建設仮勘定	170	余剰分(不足分)	△ 41,474
物品	2,150		
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減価基金	0		
その他	7,093		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減価基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26		
資産合計	113,349	負債及び純資産合計	69,939
			113,349

地方債など、将来世代の負担

【着目する主な項目】(負債の部)

- 地方債・1年内償還予定地方債
 - ・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
 - ・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意
- 退職手当引当金
 - ・年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要となる退職手当額を把握

過去又は現世代の負担

- ・固定資産等形成分: 資産形成のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分(不足分): 消費可能な資源の蓄積

【着目する主な項目】(純資産の部)

- 余剰分(不足分)
 - ・純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分。なお、一般的に△表記

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産（建物・工作物等）の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

（注）注記には、該当金額が記載されている。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
（略）		その他	1,000,000
インフラ資産	1,900,000	（略）	
土地	1,000,000	流動負債	500,000
（略）		1年以内償還予定地方債	390,000
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
現金預金	800,000	その他	100,000
（略）		（略）	
		負債合計	4,900,000
		【純資産の部】	
		純資産合計	100,000
資産合計	5,000,000	負債及び純資産合計	5,000,000

3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることがとされている。また、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

（注）注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務 4 表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	33,806

人件費、物件費、移転費用（補助金）などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト（税を主とする一般財源等で賄うべきコスト）を算定

＜着目する主な項目＞

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産（償却資産）の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：百万円）

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足)
前年度末純資産残高	67,508	110,309	△ 42,801
純行政コスト(△)	△ 33,806		△ 33,806
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

<着目する主な項目>

○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務 4 表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,800
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、
補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・
手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、
基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、
貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務 活動	投資 活動	財務 活動	＜考えられる理由(あくまで一例)＞
+	+	+	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
+	+	-	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
+	-	+	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
+	-	-	→ 税収等に余裕があり、借金の返済もできている。
-	+	+	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
-	+	-	→ 税収が不足しているが、投資抑制で借金返済。
-	-	+	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
-	-	-	→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」(主催:新公会計制度普及促進連絡会議)大塚成男
千葉大学大学院教授 基調講演資料より抜粋し、加工

固定資産台帳の整備・公表について

- 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。
- 固定資産台帳は、財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿ですが、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を合わせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも重要であり、民間事業者によるPPP／PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳は公表を前提としています。

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)
2	枝番	33	会計区分※
3	所在地※	34	予算執行科目
4	所属(部局等)	35	用途
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産
7	リース区分	38	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分
9	耐用年数	40	時価等※
10	取得年月日	41	完全除却済記号
11	供用開始年月日	42	数量(延べ床)面積※
12	取得価額等	43	階数(建物)※
13	所有割合※	44	地目(土地)※
14	増減異動日付	45	稼働年数※
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※
18	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19	無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20	今回増加内訳		
21	調査判明増分		
22	振替増額		
23	評価等増額		
24	今回減少額		
25	除売却額		
26	無償所管換減分		
27	今回減少内訳		
28	誤記載減少分		
29	振替・分割減額		
30	減価償却額		
31	評価等減額		

②追加項目

51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

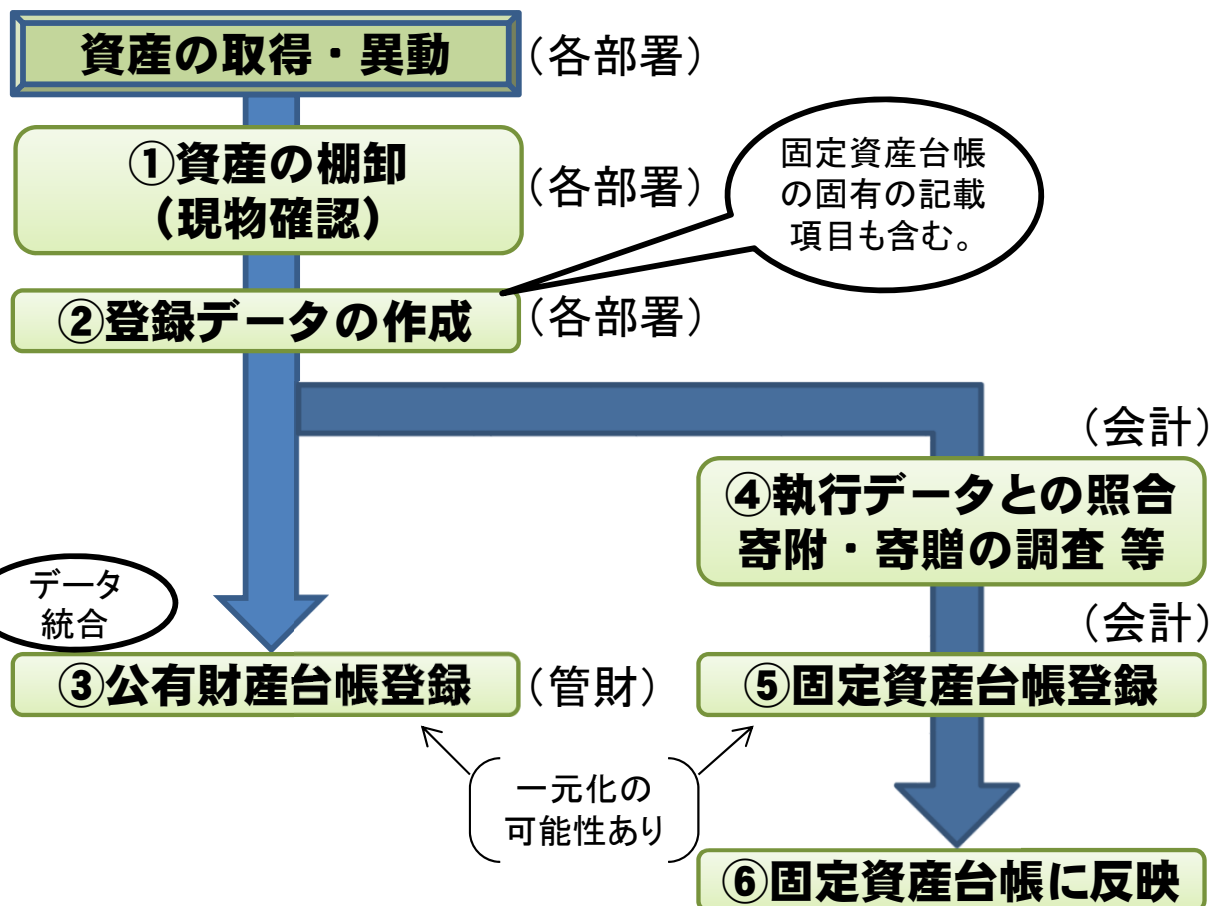
※印は基準モデル等からの追加

固定資産台帳の 記載項目の例

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

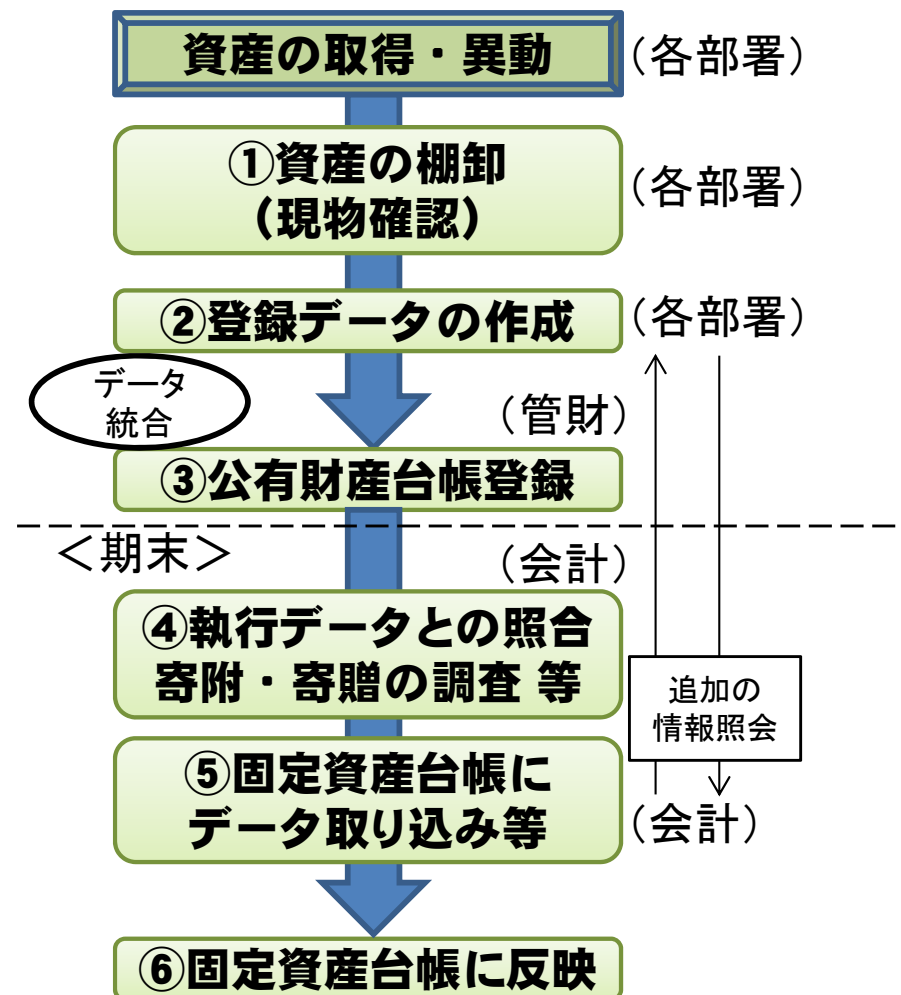
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

(3) 地方公会計の活用に向けた取組①(財政指標等)

地方公会計の活用状況（平成31年3月31日時点）

（単位：団体）

区分	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市を除く 市区町村	
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17 (36.2%)	774 (44.5%)	15 (75.0%)	759 (44.1%)	791 (44.2%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	3 (6.4%)	54 (3.1%)	4 (20.0%)	50 (2.9%)	57 (3.2%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した	0 (0.0%)	79 (4.5%)	3 (15.0%)	76 (4.4%)	79 (4.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	10 (21.3%)	181 (10.4%)	7 (35.0%)	174 (10.1%)	191 (10.7%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	37 (78.7%)	420 (24.1%)	14 (70.0%)	406 (23.6%)	457 (25.6%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	10 (21.3%)	7 (0.4%)	6 (30.0%)	1 (0.1%)	17 (1.0%)
上記以外の活用	2 (4.3%)	57 (3.3%)	1 (5.0%)	56 (3.3%)	59 (3.3%)

統一的な基準による財務書類等の整備状況調査（平成31年3月31日時点）より

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

財務書類の数値を用いた主な指標について

- 従来の決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。
- また、これまでの研究会等で示された主な指標は次のとおりですが、これらの指標は経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されない場合もあることに留意が必要です。
- 平成30年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」において、これまでの研究会等で示された主な指標についてあらためて検証し、算定式の修正を行っている。

分析の視点	住民等のニーズ	主な指標
資産の状況	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
負債の状況	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支(プライマリーバランス) ▶ 債務償還可能年数(参考)
資産と負債の比率	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 将来世代負担比率
行政コストの状況	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
受益者負担の状況	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	▶ 受益者負担の割合

有形固定資産減価償却率の算定

有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能

算定式

$$\begin{array}{l} \text{有形固定資産} \\ \text{減価償却率} \end{array} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

地方財政の全面的な「見える化」 ～財政状況資料集の充実～

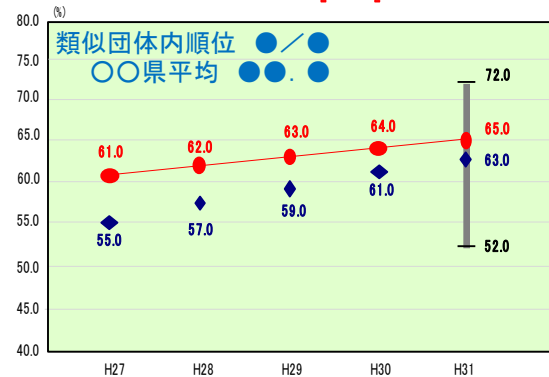
ストック情報の「見える化」

固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次

- 全体の公共施設等の老朽化度合いを示す指標(有形固定資産減価償却率)や、将来負担比率と組み合わせて用いることにより、各団体の今後の財政上の課題を多角的に把握することにも活用 ① ②
- 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たり面積等について、経年比較や類似団体比較も含めて公表 ③

① 有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率 [65.0%]

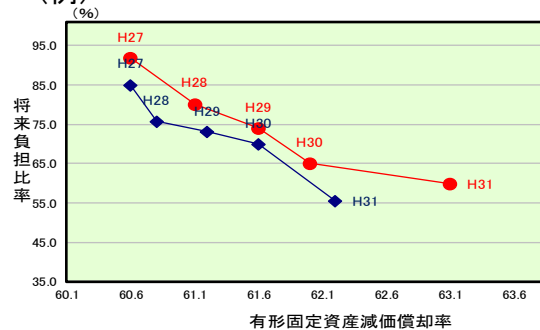


類似団体内順位 ○/○ 県平均 ●/●
有形固定資産減価償却率の分析欄

各団体による分析コメントを記載

② 有形固定資産減価償却率の将来負担比率との組合せ

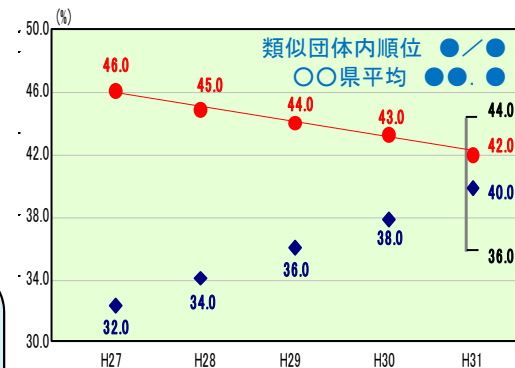
(例)



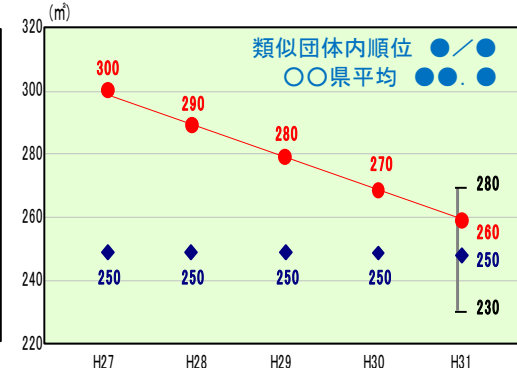
将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、
ア 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、
あるいは
イ 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性
などが考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めることができる。

③ 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

有形固定資産減価償却率【××施設】



一人当たり面積【××施設】



施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

※ その他、債務償還可能年数の情報も記載されることとなっています。

(4) 地方公会計の活用に向けた取組②(資産管理等)

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

有形固定資産減価償却率の活用

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用

背景・目的

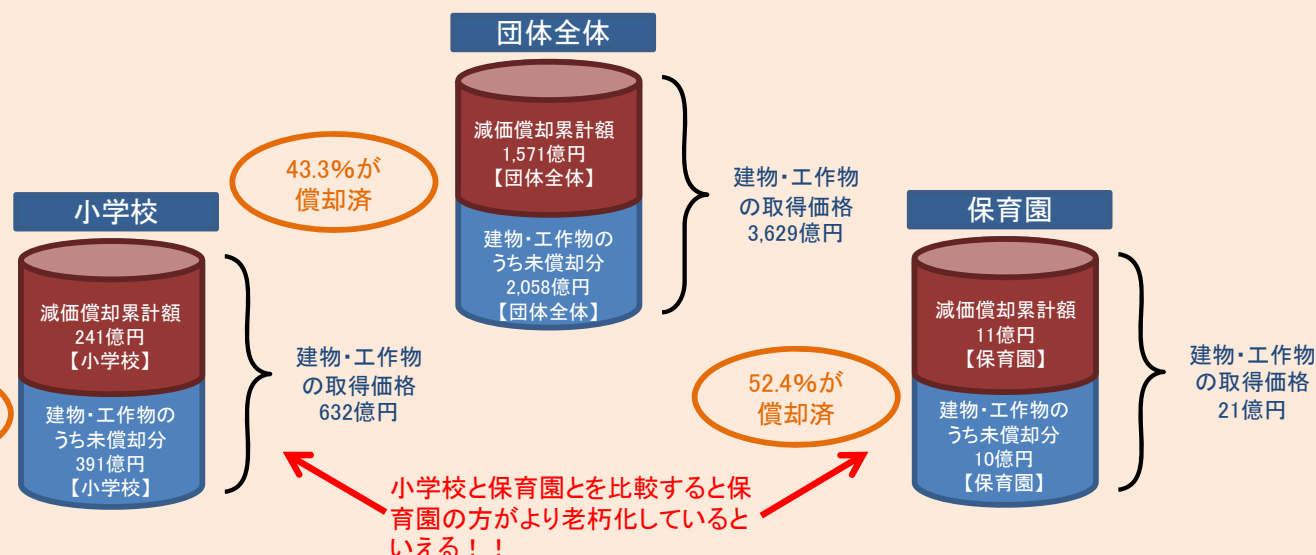
- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は43.3%であるが、小学校は38.1%、保育園は52.4%となっており、保育園の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別、施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別等の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

- さらに、地方公会計の財務書類の各勘定科目への仕訳対応や固定資産台帳への登録可否を勘案して、「細節」や「細々節」を設定。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

会計	款・事業 所属	事業名	節・細節・細々節 説明名称	借方 貸方
			日々仕訳にも対応したコード化	行政コスト計算書(PL)－物件費(86) 資金収支計算書(CF)－物件費等支出(132)

仕訳コード

科目	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
経常費用					
業務費用					
人件費					
：	：	：	：	：	：

施設別の行政コスト計算書を作成

効果等

- 予算科目を事業別・施設別等に設定することにより、予算編成時点で事業別・施設別等の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 事業別・施設別等の行政コスト計算書の作成等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。
- 予算科目の細かい設定により、予算執行時点での財務書類の勘定科目への自動仕訳や固定資産台帳への登録漏れの防止等が可能となった。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

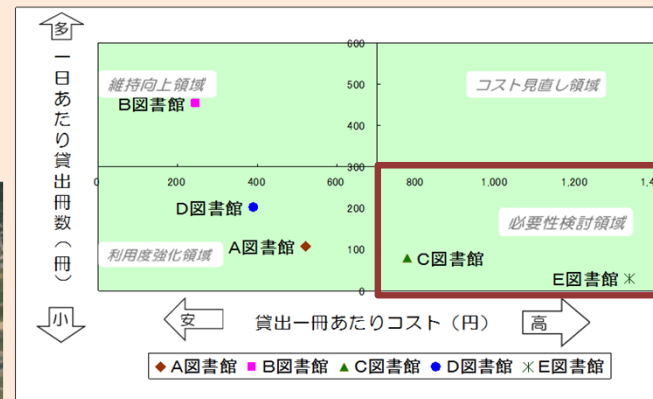
- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

〔・耐震性
・地理的要素 等〕



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表（例）		施設名 文化会館	
（算式）＜大会議室＞ 使用面積に対する1時間当たり使用料 ＝経常費用×使用床面積／建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間 ＝359,017千円×179／8,688÷271÷12 ＝2,275円 1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）

		H17（改定前）
【経常費用】		
1. 経常業務費用		358,989
①人件費		0
②物件費		129,793
減価償却費		128,409
その他		1,384
③経費		223,738
④業務関連費用		5,458
2. 移転支出		28
経常費用合計		359,017
【経常利益】		
経常業務収益		25,425
①業務収益		25,425
②業務関連収益		0
経常収益合計		25,425
純経常費用（純行政コスト）		333,592

効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

3 公共施設等の適正管理について

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の概要等

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

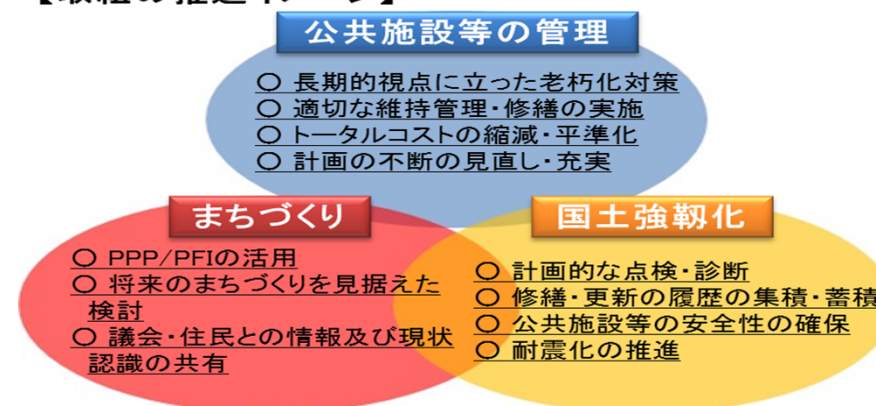
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成30年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

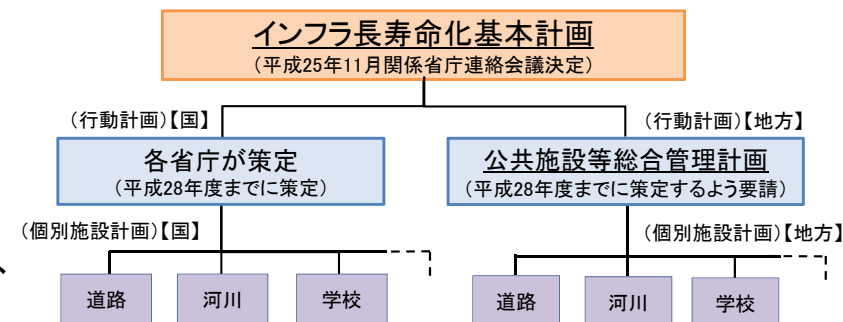
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

今回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項															
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費			①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの縮減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画 の推進体制	PDCAサイクルの 推進方針						
						現在要している 経費	将来にわたる経費の見込み										
		年度	区分	数	内容		内容	期間及び経費の 見込み	対策を反映した 見込み	内容	数値目標				推進方針	サイクル 期間	
										①	②	③	④				
〇〇県	□□市	平成27年度	年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 道路:700km 橋りょう:3.5km 上水:450km 下水:400km など	直近5年平均 で15億円 (公共施設5 億円、インフラ 10億円)	計画期間の年平均 で約35億円 (公共施設12億、 インフラ23億)	計画期間の年平均 で約23億円 (公共施設8億円、 インフラ15億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・更新に取組み、 財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	無					公共施設等の 情報を一元的 に管理・集約 する部署として、公共施設 活用課を新たに設置。	進捗状況を 管理・集約 する担当課 と施設所管 課で、定期的 に意見交換し、PDCA サイクルに 基づき改善。	3年
公共施設等総合管理計画 本文に記載されている 区分ごとにインフラの 保有量を記載																	
〇〇県	△△市	平成27年度	11年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路:1,400km 橋りょう:7.0km 上水:900km 下水:800km など	平成27年度 決算額で60億円	今後20年間の総 額で約2,000億円	今後20年間の総 額で約1,800億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面積の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	無	財産活用課にて、個別施設 計画の進捗状況等を集約。公共施設マネ ジメント推進会議やWGにおいて、具体的 な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議 等からの提 言も踏まえ、総合管理計 画で設定した数値目標 に照らして取 組みを評価 する。	概ね 5年
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	43

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

個別施設計画の記載事項

(インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)(抄))

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

[記載事項]

①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「Ⅳ. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

主な個別施設計画の策定状況

平成30年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第7回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成29年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	44%	38%
消防関係施設	消防庁舎	31%	22%
学校施設	公立学校施設	7%	4%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	11%	8%
水道分野	上水道施設	75%	73%
医療分野	病院	10%	0%
福祉分野	児童福祉施設等	23%	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	69%	62%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	36%	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	42%	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	21%	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	60%	37%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	33%	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	80%	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	75%	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	18%	14%
工業用水	工業用水道事業	39%	31%
道路	橋梁(橋長2m以上)	73%	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%	88%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	89%	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	46%	24%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	70%	43%
港湾	外郭施設	66%	63%
公園	都市公園	93%	90%
住宅	公営住宅	89%	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	42%	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	14%	8%

- (注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・ 策定状況は、平成30年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成30年3月31日時点)。

(2) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（H30.2）。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

（例）

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間：30年程度以上
- ・会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

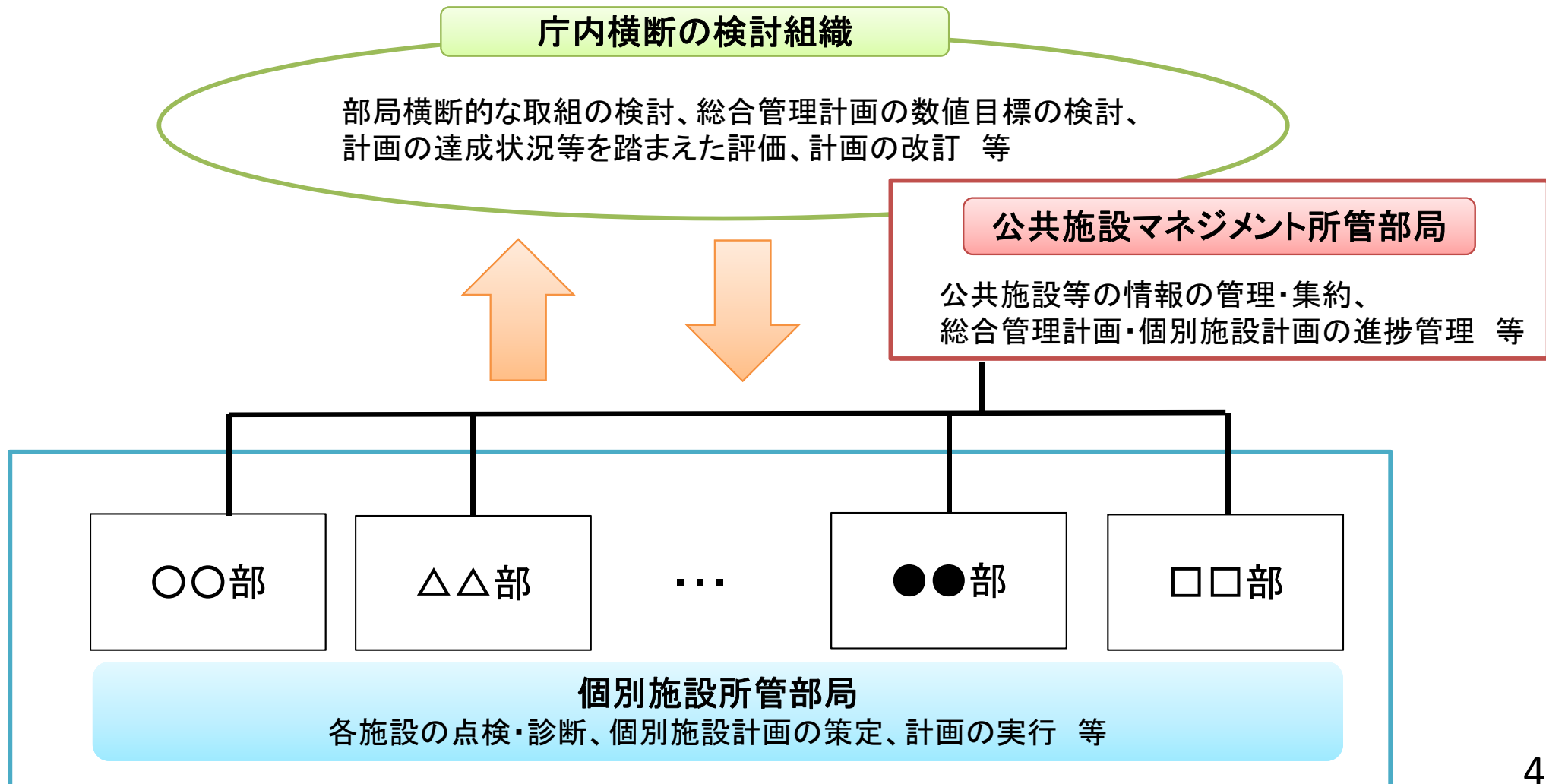
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

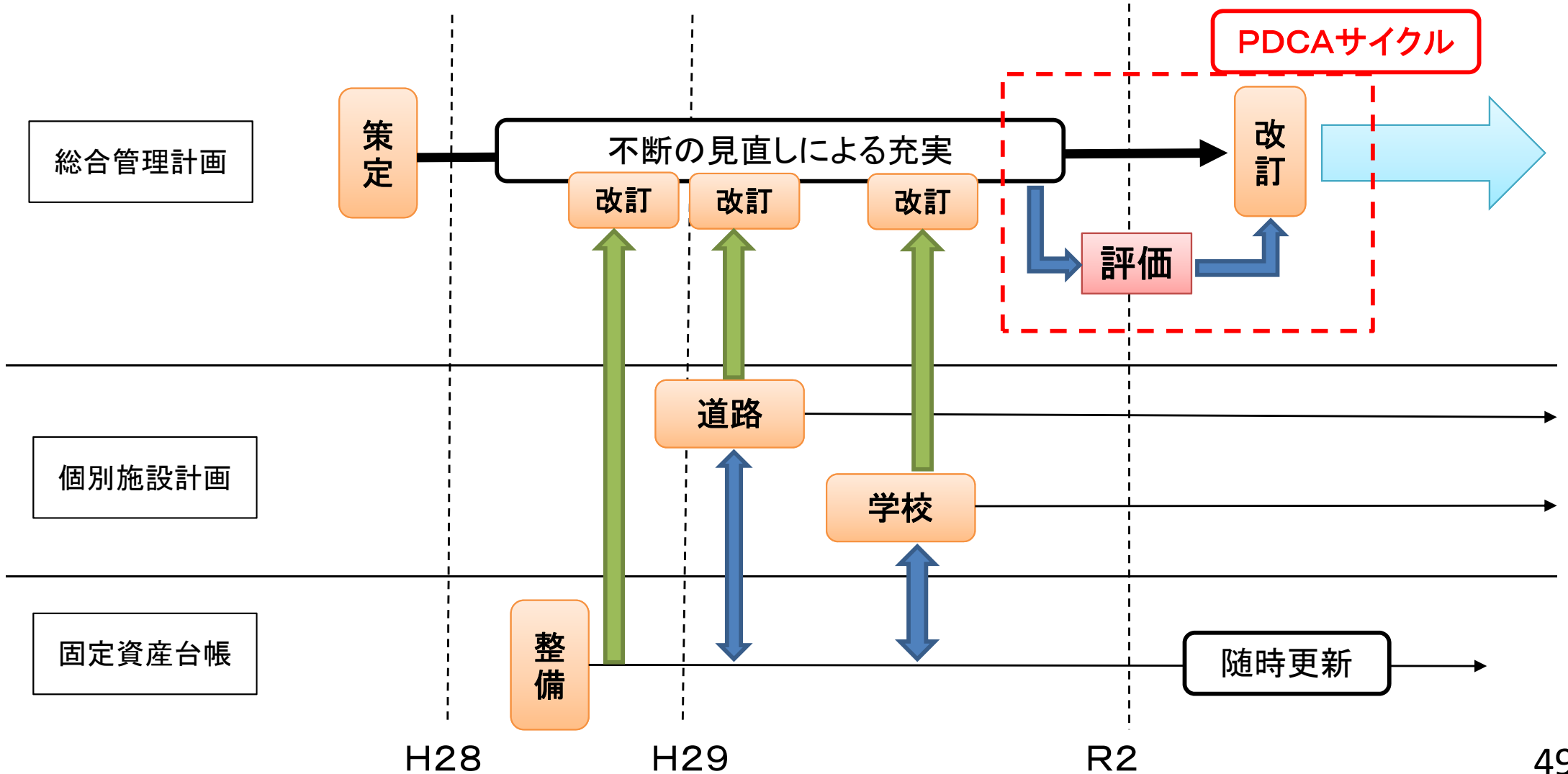
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ①点検・診断の実施方針
 - ②維持管理・更新等の実施方針
 - ③安全確保の実施方針
 - ④耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦統合や廃止の推進方針
- ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

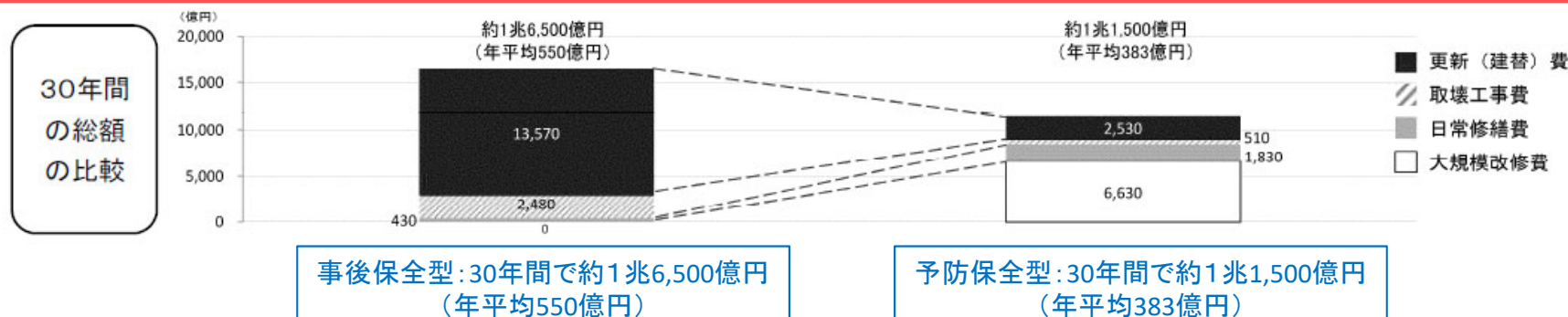
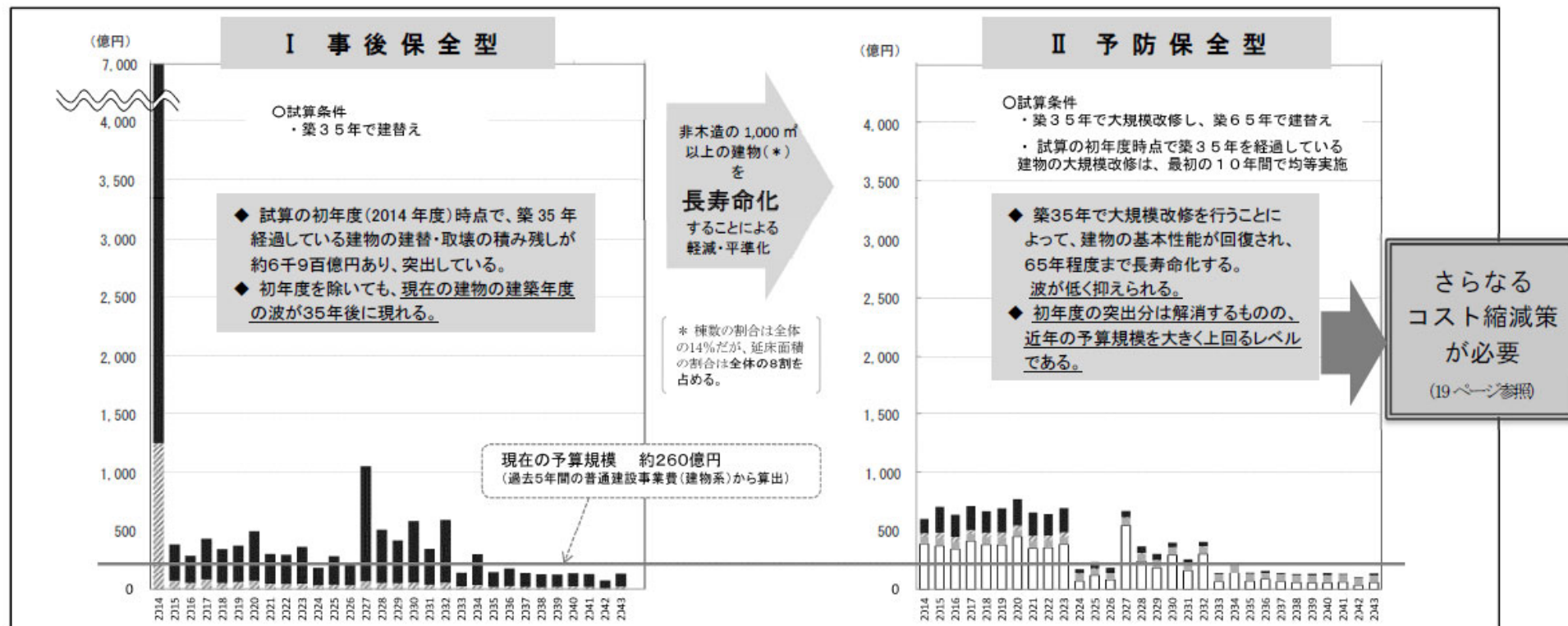
個別施設計画 D

総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例①

愛知県公共施設等総合管理計画

…事後保全型の場合と予防保全型の場合の維持管理に必要な費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算について

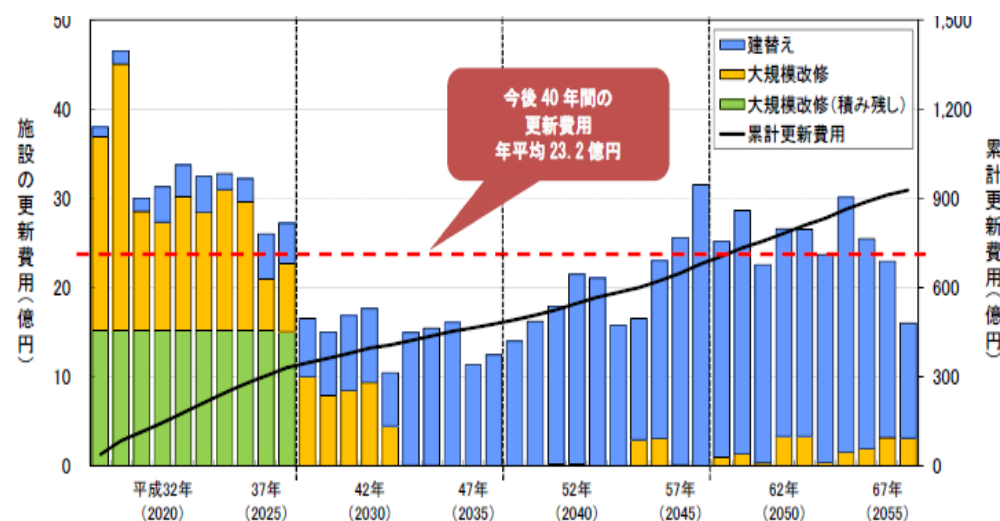


総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例②

ご せ
奈良県御所市公共施設等総合管理計画

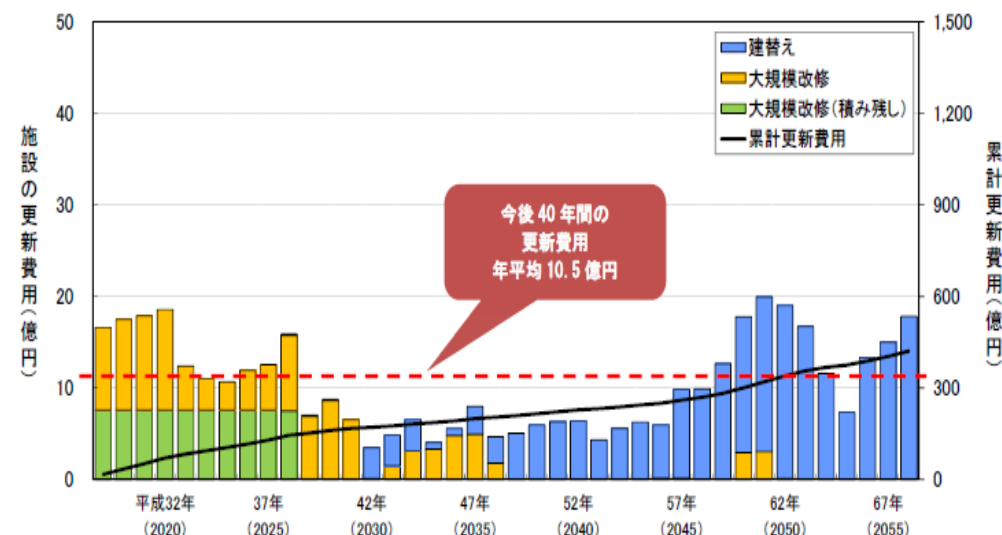
…公共施設を今後も現状のまますべて維持していく場合と、長寿命化を行った場合の更新費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

現状のまますべて維持していく場合の試算



今後も現状のまますべて維持していく場合の更新費用
⇒今後40年間で927.1億円(年平均23.2億円)
(内訳)大規模改修:366.8億円
建替:560.3億円

長寿命化等を考慮した場合の試算



※試算条件について、35年目で大規模改修、70年目で建替え(ただし、長寿命化に伴う単価の上昇は見込んでいない)
※現在休止している施設は更新しないと仮定、方向性が確定している施設はその方向性に準じるものと仮定

一部の施設を廃止したうえで、残りの施設の長寿命化(70年更新)を行った場合の更新費用
⇒今後40年間で421.1億円(年平均10.5億円)

熊本県菊池市の公共施設等総合管理計画①

基本的な考え方	取り組み方針
①公共施設等の保有総量を最適な規模とする	●公共施設の新設は原則として行わない ●用途を廃止した公共施設は速やかに削減する ●公共施設の統合、複合化を進め、保有総量を削減する ●財政状況に応じたインフラ施設の整備
②公共施設等の機能維持と安全を確保する	●計画的な維持管理・修繕・更新を行う ●危険箇所に対しては速やかに対応し安全を確保する ●定期的な点検・診断を実施する ●速やかに耐震化を図る ●長寿命化により、更新費用の平準化を図る
③効率的な施設運営に取り組む	●稼働率の向上を図る ●日常の運営にかかるコストを改善する ●民間活力の導入を進める

○小分類別の施設ごとに方針を設定し、保有総量の削減目標を設定

大分類	小分類
1. 庁舎	①本庁舎 ②支所庁舎
2. その他の行政財産	①その他の公用、公共用施設
3. 福祉施設	①保育園 ②その他の福祉施設
4. 学校	①幼稚園 ②小学校 ③中学校
5. 公営住宅	①公営住宅
6. 公園	①都市公園 ②その他の公園
7. 防災施設	①防災施設
8. 教育施設	①教育施設(公民館、集会所等) ②体育施設(体育館、プール等) ③文化施設
9. 農林業施設	①農林業施設
10. 環境衛生施設	①環境衛生施設
11. 上水道施設	①上水道施設
12. 下水道施設	①下水道施設
13. 商工観光施設	①商工観光施設(道の駅等)
14. 普通財産	①普通財産



小分類別の方針	削減率
廃止	100%削減
複合化	80%削減
統合	80%削減
民間移管	100%削減
地域移管	100%削減
小規模建替	80%削減
同規模建替	0%削減



基礎数値(H29年度)	419,222.48m ²
40年後の目標面積	200,466.92m ²

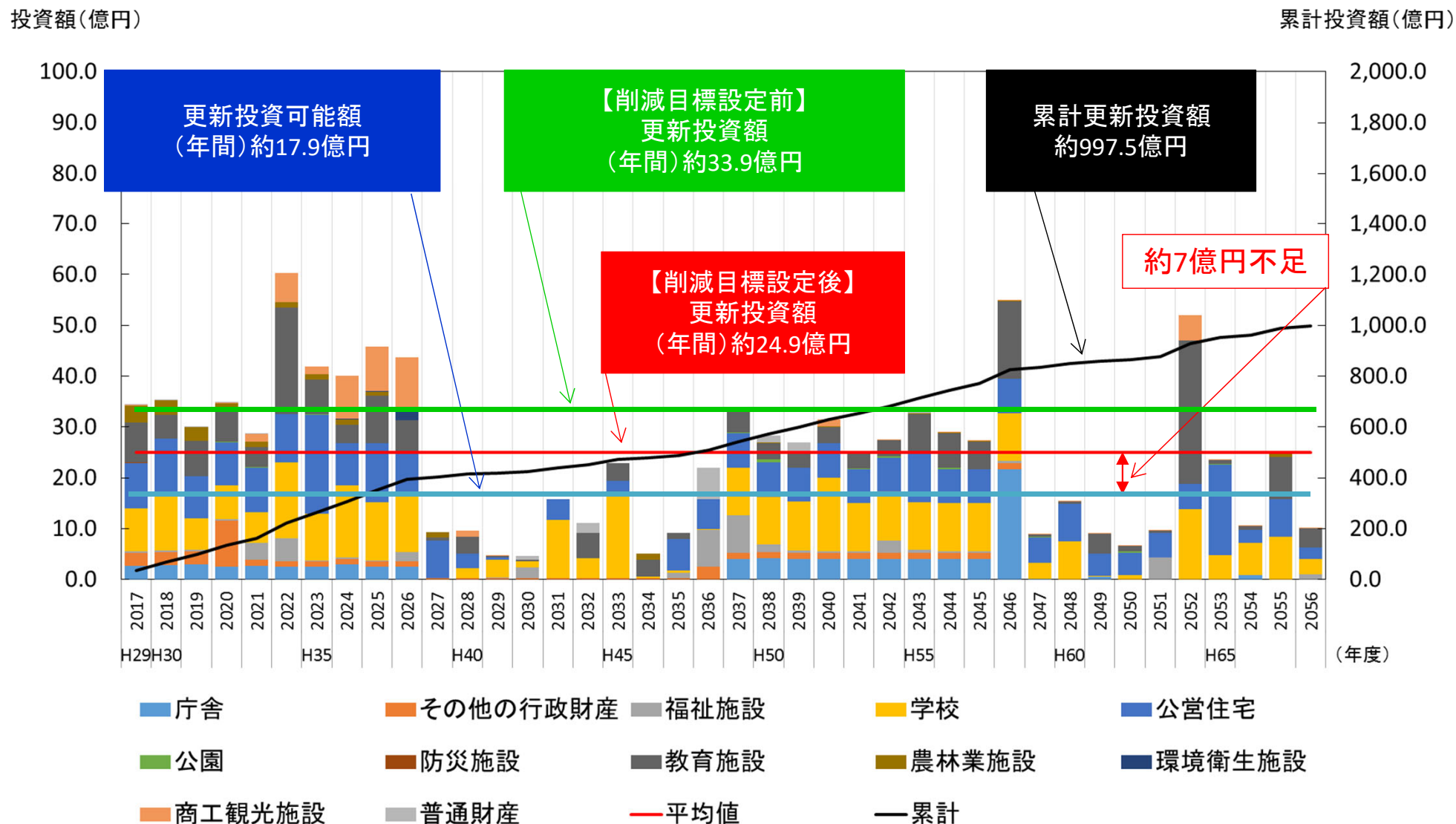
52.2%削減



熊本市菊池市の公共施設等総合管理計画②

削減目標設定後の将来更新投資額の試算

削減目標の設定により、H29～68年度までの40年間ににおける累計更新投資額は約997.5億円（年間約24.9億円）。しかし、更新投資可能額の約17.9億円を約7億円上回っており、将来に渡り公共施設を維持していくためには、施設の削減だけではなく、日常のコストの削減にも注視していく必要。



(3) 公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置

公共施設等適正管理推進事業債について

事業名	対象施設			参考	地方債措置	
	公共施設 (※)	社 会 基盤施設	公用施設		充当率	交付税 措置率
①集約化・複合化	○			複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象	90%	50%
②長寿命化	○	○		令和元年度から橋梁、都市公園施設等を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
③転用	他の公共施設 への転用 ○		公共施設 への転用 ○	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
④立地適正化	○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 対象		
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	本庁舎 ○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
⑥市町村役場機能緊急保全			○	令和2年度までに実施設計に着手すれば活用可能		起債対象経費の75%を上限とし、この範囲で充当した地方債元利償還金の30%
⑦除却	○	○	○			—

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)①～⑤及び⑦は令和3年度まで、⑥は令和2年度まで(ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

(留意点) 適正管理の①～⑥全て及び防災・減災対策の⑦は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（**充当率90%**）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

【事業イメージ】

老朽化



青少年センター

老朽化



生涯学習センター

+



移転・
複合化

- 民間企業の遊休施設を取得し整備

複合化

青少年センター
生涯学習センター

追加

子育て支援機能
地域交流機能



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

②ー1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

（施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。）

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（**充当率90%**）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1（図書館）



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水の
改修等

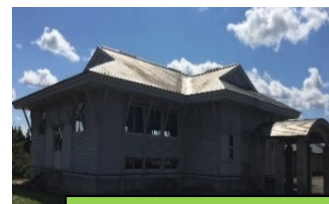


長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2（高校校舎附帯施設（格技場））



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）
（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



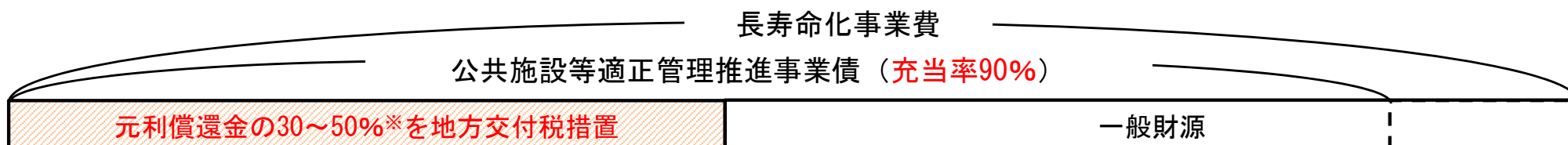
○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

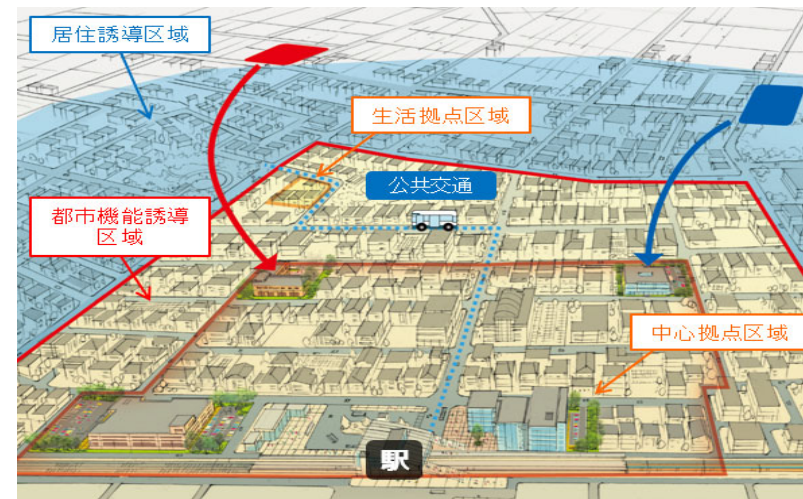
※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

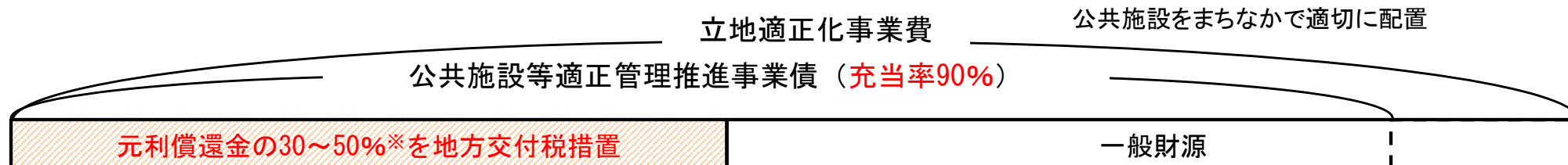
事業期間: 平成29年度～令和3年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

【事業イメージ】

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

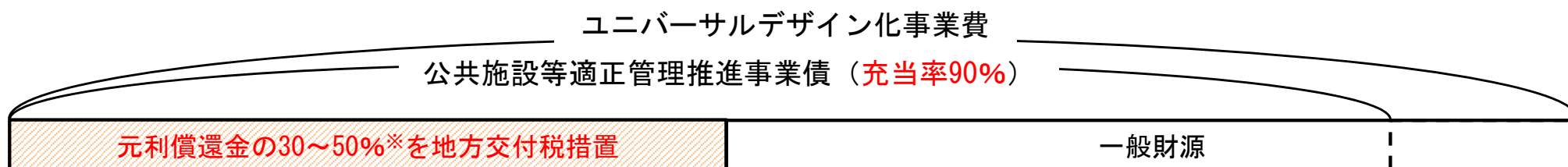


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

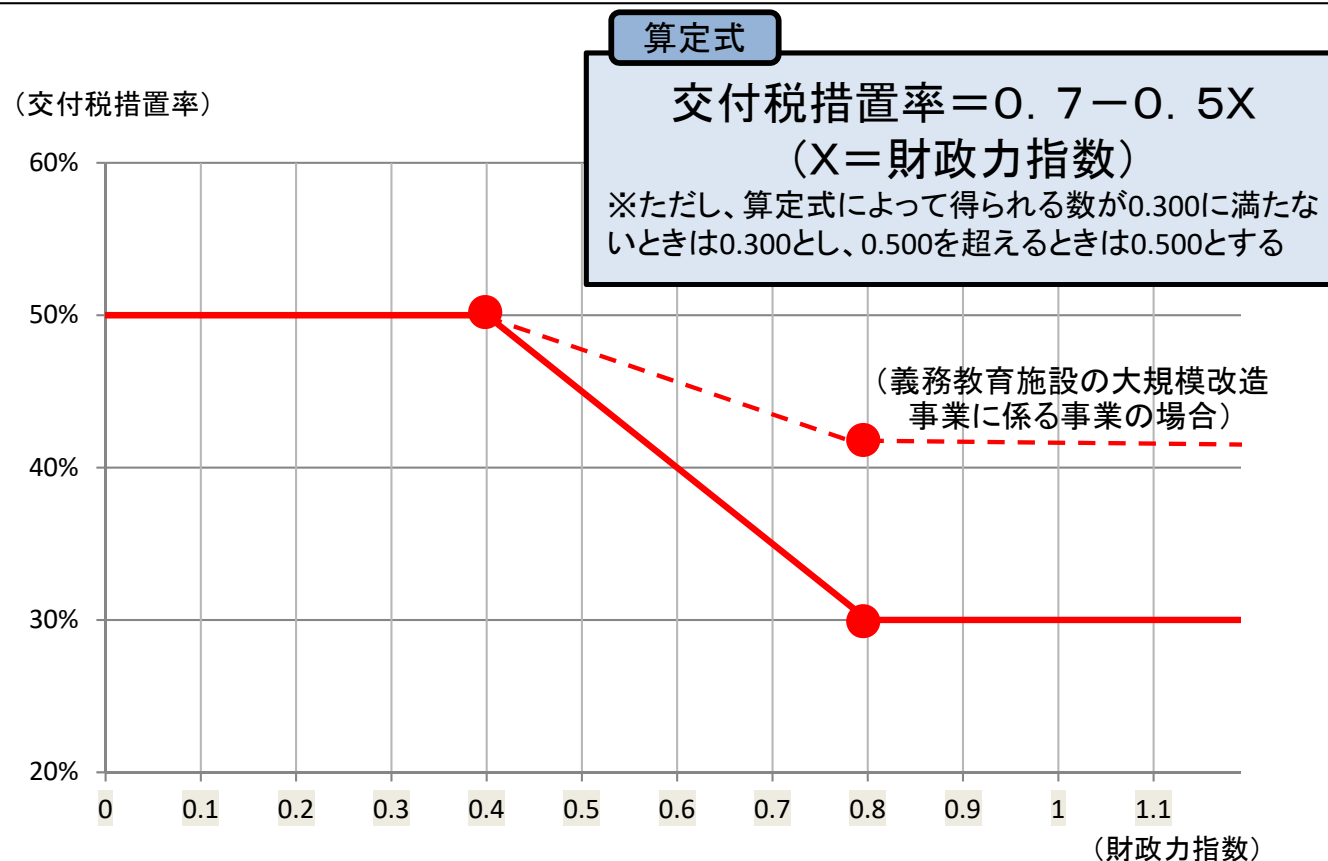
公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

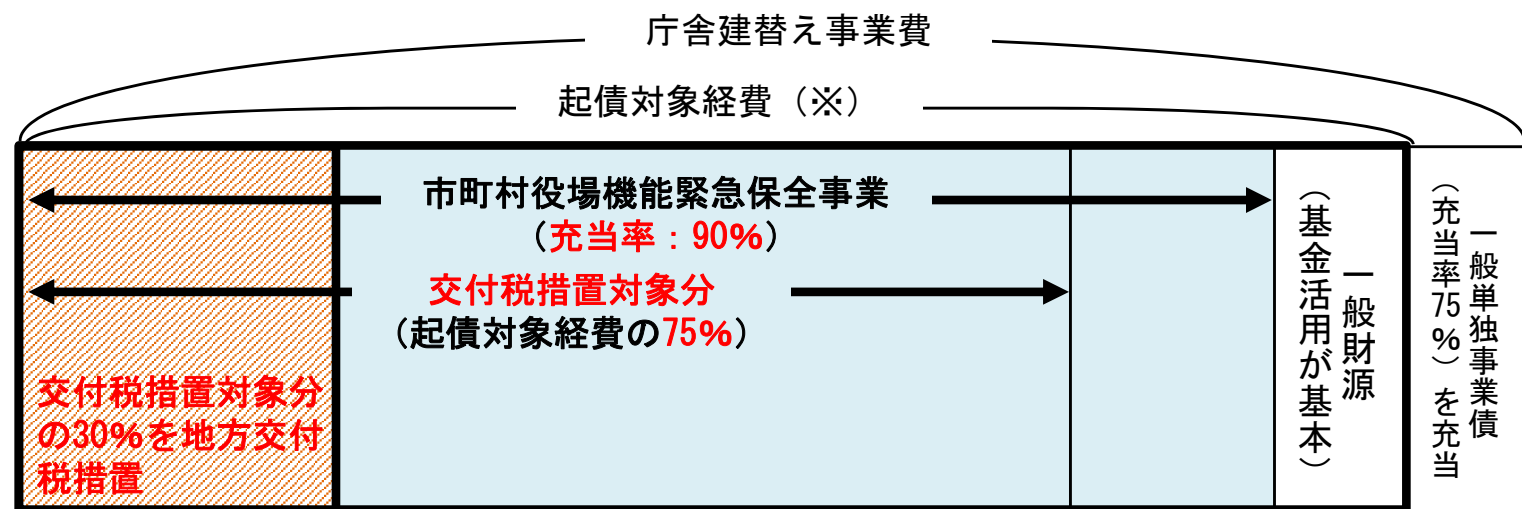
○ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、令和2年度まで）。
- ・ 経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × (建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方) / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



⑦ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1



公民館

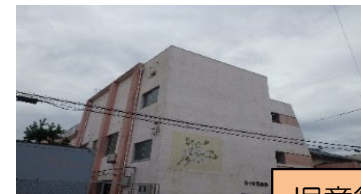


除却



更地

○ 除却例2



児童館

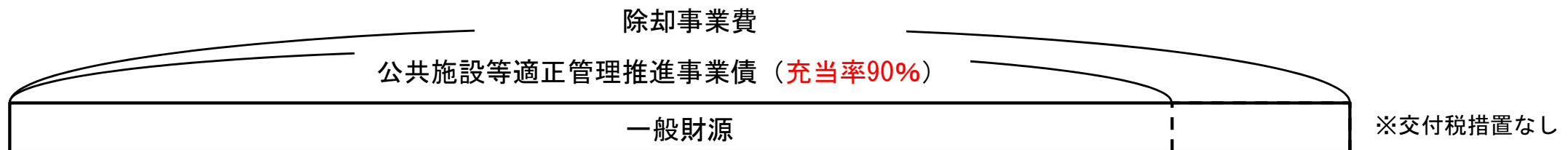


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

(4) 地方公会計と公共施設の適正管理の推進

地方公会計と公共施設の適正管理との連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

地方公会計と公共施設の適正管理との連携（鹿児島県和泊町の例）

地方公会計と公共施設の適正管理

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」で定めた目標達成に向けて、利用者等の少ない施設の統廃合や所期の目的を達成した施設等の廃止を検討するにあたり、他の団体の同施設や類似施設等の比較（非財務情報を活用した分析）等を行うことを目的とし、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

鹿児島県和泊町の取組

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」において、統廃合や民間譲渡、建て替えの検討が必要と判断された施設を対象に施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。
 - ・ 人件費、退職手当引当金、賞与等引当金については、平均単価に職員数を乗じて算出。
 - ・ 分析対象施設に共通する資産、複合施設に係る地方債等の負債、複合施設の光熱水費等の費用など、施設に直接関係するものは、面積比等の客観的な基準により按分し、配賦。庁舎等の共通資産や臨時財政対策債等の負債、間接経費は配賦しない。
- セグメント分析により得られた数値等を、「公共施設等総合管理計画」に内容の充実等のため掲載する。

施設名	理由	個別計画における方針
和泊町実験農場	設置から20年以上が経過し、初期の目的を達成したことや稼働状況の著しく低い施設があることから、施設の運営を含めた在り方について根本的な検討が必要。	機能が重複する施設もあることから、施設の統廃合を検討。また、施設の機材等の利用料等の受益者負担の見直しを行う。
和泊町有線テレビスタジオ	平成26年度から自主放送番組制作のみ民間委託を行っている。機器類の管理や加入者情報管理・利用料管理は担当課が行っているが、施設の管理を含めた委託について検討が必要。	個別計画において「現状維持」との方向性は示されているが、自主放送番組制作業務と施設の管理運営を含めた包括的な業務委託の検討を行う。
和泊町立図書館	建設後30年以上が経過し、施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化、または必要な改修工事を行うとの方向性が示された。利用者数などから町民に最も利用されている施設であることから、利便性等も考慮した施設のあり方について検討する必要がある。
和泊町中央公民館	施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化を行うとの方向性が示された。図書館と同様に利用者の多い施設であることから利便性等を考慮した施設のあり方を検討する必要がある。

今後のスケジュール

- 今後、庁内横断的なプロジェクトチームを中心に、事務事業評価のための「仕事振り返りシート」へのセグメント分析情報の掲載や他団体へのセグメント分析手法の情報提供、財務会計システム更新に伴う予算科目等の見直しの検討等を予定。個別計画についても、セグメント分析結果等を基に随時見直しを行う。

2018

- ・ セグメント分析に関するワーキンググループ（WG）参加
- ・ WGでの取組内容の実践（他の施設での分析の実施）
- ・ 公共施設等総合管理計画及び個別計画の見直し（継続）
- ・ セグメント分析に係る庁内基準の策定
- ・ 財務書類作成のための庁内体制の構築（システム整備）

2019

- ・ 固定資産台帳更新等の作業効率化
- ・ 仕事振り返りシート（事務事業評価）の充実
- ・ 他団体へのセグメント分析手法の情報提供
- ・ 財務会計システム更新に伴う予算科目の見直しの検討
- ・ 事業別セグメント分析の手法の検討

2020

- ・ 事業別セグメント分析の実施
- ・ 仕事振り返りシートの充実（事業別・施設別）
- ・ 他団体との比較・分析（施設別・事業別）
- ・ 公会計情報を活用したPDCAサイクルの確立